

## 五所川原市市道認定要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定及び五所川原市市道認定基準規則（平成17年規則第145号。以下「規則」という。）に基づき、新設又は改良された道路（以下「道路」という。）を市道として認定する場合の基準等について、法令その他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、規則の例による。

### (市道路線認定の基準)

第3条 規則第6条第3項に規定する市道路線の構造上の基準は、次の各号に掲げる基準とし、それぞれ当該各号に定める要件に該当していなければならない。

- (1) 規則第6条第1項第2号の規定による道路のすみ切り すみ切りの長さは、別表第1に定める数値以上とし、道路の屈曲部における道路幅員及び曲線半径については、別表第2に定める数値以上とする。
- (2) 道路の舗装 原則アスファルト舗装とし、当該舗装の仕上厚は現場CBR3以上、設計凍結深55cmを最低基準とし、その都度協議した厚さとする。また、アスファルト舗装の上層路盤の仕上厚は10cm以上、表層の仕上厚は5cm以上とする。
- (3) 袋路状道路における自動車転回広場 別図に規定する自動車転回広場のいずれかのパターンとする。なお、道路の末端部の先には宅地等を設けてはならない。
- (4) 道路排水 道路の両側に勾配0.2%以上の排水側溝を設けることとし、排水側溝の構造は、落蓋式U型側溝又は自由勾配側溝を標準とした内径30cm以上及び荷加重20t以上で、維持管理に支障のない構造とする。なお、側溝蓋には、10mごとに1m又は5mごとに50cmのグレーチングを設置するとともに、集水柵の蓋は車道用を使用すること。また、道路を横断する側溝については、維持管理に支障のない構造とし、覆工版ねじ止め仕様、内径30cm以上及び荷加重25t以上とする。
- (5) 道路交通上危険と危惧される箇所 ガードレール（C種以上）、カーブミラー（ステンレス製Φ800mm以上）、道路照明灯等の交通安全施設を設置する。
- (6) 道路側溝及び側壁（擁壁）の設計並びに施工 青森県県土整備部発行の土木構造物標準設計図集を基準とする。
- (7) 品質管理基準 青森県県土整備部発行の土木工事施工管理基準及び規格値を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかの要件に該当し、かつ、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (適合審査)

第4条 市道路線の認定を受けようとする者（国及び普通地方公共団体を除く。）は、市道認定基準適合審査願（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 平面図
- (3) 縦断図
- (4) 横断図
- (5) 舗装構成
- (6) 構造物計画図
- (7) 用排水計画図
- (8) 排水施設計画平面図
- (9) 排水施設構造図
- (10) 構造計算書
- (11) 安定計算書
- (12) 流量計算書
- (13) 土質計算書
- (14) 工事仕様書
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請があったとき、土木課長又は土木課長が指名した職員（以下「検査職員」という。）は、届出者、工事請負者及び工事施工担当者（以下「届出者等」という。）に対し、市道路線認定に関する必要な指示及び助言を行うものとする。

（完了届出）

第5条 前条の適合審査により工事が完了した届出者等は、工事完了後速やかに工事完了届出書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 完成平面図
- (3) 完成縦断図
- (4) 完成横断図
- (5) 用排水系統図
- (6) 排水施設完成平面図
- (7) 品質管理図集
- (8) 出来形管理図集
- (9) 工事写真等
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の届出があったとき、検査職員は必要に応じて届出者等立合いのもと、現地にて必要な検査を行うものとする。

3 現地での調査に当たって、正当な理由なく届出者等が立合いに応じないときは、不在のまま検査を行うことができるものとする。

（適合通知）

第6条 市長は、前条の届出書を受理したときは、市道路線認定の基準に適合しているかの可否を決定し、市道認定基準適合（不適合）通知書（様式第3号）により、届出者等に対し通知するものとする。

（その他）

第7条 適合通知後、届出者等の故意又は重大な過失により市道路線認定の基準に適合していないことが確認された場合には、届出者等に対し、修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

すみ切りの長さ

| 道 路 の 幅 員        |     |              | 新設道路 |
|------------------|-----|--------------|------|
|                  |     |              | 6 m  |
| 接<br>続<br>道<br>路 | 6 m | 交差角度 90 度前後  | 3 m  |
|                  |     | 交差角度 60 度以下  | 4 m  |
|                  |     | 交差角度 120 度以上 | 3 m  |

別表第2（第3条関係）

|         |     |
|---------|-----|
| 道 路 幅 員 | 6 m |
| 曲 線 半 径 | 60m |

様式第3号（第6条関係）

五土発第 号  
年 月 日

様

五所川原市長

市道認定基準適合（不適合）通知書

年 月 日付けで届出のあった工事完了届については、五所川原市市道認定基準に（ 適合 ・ 不適合 ）していることを通知いたします。

別図（第3条関係）  
自動車転回広場

